（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十二年十月廿二日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百五十號
明治廿二年十月廿二日　火曜日
舊暦巳丑九月廿八日　（辛未）
日出午前五時五十五分　入午後四時五十六分
月出午前二時五十九分　入午後三時五十六分
潮干午前三時三十二分　潮干午後三時五十七分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社より直接に郵便にて遞送スルモノニ限り右定價の外に一箇月十五錢の遞送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一行二付	一日限	二回以上六日迄	七日以上
	十二錢	十一錢	十錢五厘	

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合は新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

大隈伯の凶變、外國人の感情

今回大隈伯遭難の一事は日本國中之を聞くもの眉を顰めて痛嘆せざるなしとなきは今更云ふに及ばずと雖ども此變たる或は電信或は郵便の手段を以て早晩諸外國人の耳に達する中にも有名なる倫敦タイムス新聞社は日本在留の特別通信員もあるものゝ如くなれば去十八日の凶變は右通信員の電報に由りて昨今のタイムス新聞紙上に現はるゝことなるべく之れより更に反響して變報の天下に傳播するは此兩三日の中に在る可し回顧すれば今年二月森文部大臣が兇徒の毒手に斃れたりとの電報、タイムス新聞に現はるゝや行兇者は宗教氣違ひなり云々とありて日柄は日本に例しなき憲法發布の日出度き當日、私怨政敵其行兇者の何人たるを判斷するに迷ひ唯茫然たるばかりなりしが英國諸新聞紙は森子の履歴をも記載して何れも哀悼の意を表せざるものなく其當分在外の日本人が或はホテル或はクラブ等に至りて外友諸氏に接すれば未だ寒暄を敍せざるに先づ兇變の事に及んで悵然として弔詞を表せざるものなく流石に文明國人は禮意に周到にして感情に銳敏なるの實ありとて當時に感激したるとあれども今回大隈伯の遭難の如きは事態なほ更に大なるものありと申すは他の雜に非ず目下條約改正は恰も談判最中にして在日本の英公使と英國外務省との間には或は電信或は公文を以て正に往復頻繁の折柄、英國國會議院にては時に日本の條約案に就き談判の運びを質問するものもありしやに聞き外交其向きの人々は勿論、東洋貿易に關係ある商人若くは新聞記者輩は所謂條約改正に關して目下の形勢を聞知したる向きも多からん其處へ外務大臣たる大隈伯の遭難、性命に別條はなけれども擊案を以て其一足を切斷するに至りたりと云々の急報に接したらば彼等の心中、事の原因も自から分り其原因を孕みたる原因も心に問ふて自から發明す可きと必然にして彼の國人が果して禮意に厚く且感情の銳敏なる者ならんには自から顧みて同情を催ぼすの氣味なしと云ふ可らず今我輩の仄に聞いて推測する所を以てすれば今度我が政府より申出したる條約案は完全對等のものに非ず諸外國人も亦此情實を知るとならんなれども英國始め或る二三の國々にては內實日本の申出しに多少の掛直はなかる可きや國交際上の談判に商賣主義を用ふるも異あるものなれども平たく云へば雙方手に買手にして先づ直切らるゝ丈け直切つて見んなど云へる意味合もなしとは云ひ難し之を數字に表して申せば完全對等の條約は云はゞ全數百ある處を日本にては開國以來の行掛り、文明の流儀違ひ、多勢に無勢、樣々の事情を糊辨してギリ〳〵決着を五十とし此上は一分一厘も引く可らずと正味の直段を示したるに英國其他の國にては尙ほ心に釋然せざるにや更に一歩を踏込んで之に四十の數を命するものゝ如し然るに內情の眞面目は外人の知らざるのみならず自國人も驚くほどの次第にして右の五十にても悅ばず況んや四十に於てをや我當局者は不本意ながらも五十に折合はんとて恰も內外の中間に立て苦心焦慮する折柄、圖らずも今回の大兇變に出遭ひたり兇漢素より兇にして名狀す可らざるの狂人なりと雖も國中苟も此狂人を出現するは亦以て人心の一斑を知るに足る可し即ち我日本國が外國に申出したる五十の數は啻に決着のみならず既に危險の區域にまで踏込みたる明證にして當局者が身を殺して也執て動かざる所のものと知る可し左れば英國其他の國人が昨今右の報道に接して如何ある感覺を生じ如何ある判斷を下だす可きや平生物に感すること銳敏なるの刺客流血負傷等の凶字を見れば忽ち顏色を變じて凄然悵然たる程の外國人等が日本の兇報事を讀み大隈伯は國事の爲め然かも外國に關する條約改正云々の爲めに難に遭ふて其次第は斯の如しと知らんには忽ち彼の社會の人心を驚駭して一時の談柄と爲り行兇者を惡むと同時に遭難者を傷ひの情を催ぼし此變報の探聽討議より漸く進んで我日本國の實狀に及ぼし一旦豁然大に悟るとなしと云ふ可らず我輩は此最も憂傷す可き時に當りて奇語を弄ぶは甚だ好まざる所なれども人の會心を便ふする爲めに敢て之を言はんに大隈伯の一足は偶ま以て外國談判の困難を緩和するに足るものと評して可からんか畢竟凶事偶然の結果にして天下公私兩樣の爲めに誠に痛惜に堪へざれども我輩は右凶變の遠からず歐米諸國に響き渡りて諸國一般の人心特に外交社會の感情を動かすの日ある可しと信じて疑はざるものなり

官報

○大藏省告示第七十六號

明治十三年(六月)第三十一號公布ニ據リ備荒儲蓄補助金二十三年度配附額左ノ通リ

明治廿二年十月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

明治二十三年度備荒儲蓄府縣配附金豫算額

一金一萬千八百六十六圓	內五千九百三十三圓	東京府
一金一萬六千三百九十一圓	內八千百九十五圓	京都府
一金三萬千四百四十一圓	內八千百九十六圓	大坂府
一金一萬二千七百四十一圓	內一萬五千七百二十一圓	神奈川縣
一金四萬三千三百十四圓	內二萬千六百五十七圓	兵庫縣
一金一萬三千百七十六圓	內五千百八十八圓	長崎縣
一金三萬五千九百七十七圓	內一萬七千九百八十八圓	新潟縣
一金三萬二千七百五圓	內一萬六千三百五十三圓	埼玉縣
一金一萬七千百十五圓	內八千五百五十八圓	群馬縣
一金二萬八千百二圓	內一萬四千五十一圓	千葉縣
一金三萬五千五百三十九圓	內一萬二千七百六十九圓	茨城縣
一金一萬七千四十三圓	內八千五百二十二圓	栃木縣
一金一萬三千六百八十一圓	內六千八百四十一圓	奈良縣
一金二萬九千八百七十二圓	內一萬四千九百三十六圓	三重縣
一金三萬九千四百十八圓	內一萬六千九百七十七圓	愛知縣
一金二萬五千二百八十七圓	內一萬九千七百九圓	群馬縣
一金八千九百十五圓	內四千四百五十八圓	山梨縣
一金二萬五千九百五十三圓	內一萬二千九百七十七圓	滋賀縣
一金二萬二千六百三十圓	內一萬二千三百五圓	岐阜縣
一金二萬千三百八十九圓	內一萬六百九十五圓	長野縣
一金一萬二千九百四十七圓	內一萬六百九十四圓	宮城縣
一金二萬二千五百三十六圓	內一萬千三百六十八圓	福島縣
一金一萬四千四百十二圓	內一萬千二百六十八圓	鳥手縣
一金九千九百四十六圓	內四千九百七十三圓	青森縣
一金一萬八千二百九十八圓	內九千百四十九圓	山形縣
一金一萬四千七百二十六圓	內七千三百六十三圓	秋田縣
一金一萬四千六百二十二圓	內七千三百十一圓	福井縣
一金一萬六千八十八圓	內八千四百十四圓	石川縣
一金一萬八千百五十三圓	內九千七十七圓	富山縣
一金一萬六百四十一圓	內五千三百二十一圓	鳥取縣
一金一萬五千五百二十七圓	內七千七百六十四圓	嶋根縣
一金三萬千八百五圓	內一萬五千九百二圓	岡山縣
一金二萬八千七百九十二圓	內一萬四千三百六十八圓	廣嶋縣
一金一萬二千七百四十五圓	內八千四百十三圓	山口縣
一金一萬六千八百六十一圓	內六千三百七十二圓	和歌山縣
一金一萬五千六十八圓		

○辭令

非職ヲ命スル

休職ヲ命スル

○鳴動　鹿

合計金九

外

金

米

第廿

ボストン府

に且つ奇麗

くものより

國に在るの

間最も眺は

徘徊逍遙す

合衆國に有

地は住居す

社會は紐

さでに世間

は温和の飯

る所を最も

を批評して

も非なり我

なりと互ひ

ストン府民

りて中にも

て世界の中

ン以外は世

を寓し出し

一を記さん

在つては比